

議案第 25 号

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例の制定について

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例を次のとおり定める。

令和元年 8 月 23 日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市会計年度任用職員の給与等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2第5項及び第204条第3項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第24条第5項に基づき、法第22条の2第1項第1号に規定する1週間当たりの通常の勤務時間が常時勤務を要する職を占める職員の一週間当たりの通常の勤務時間に比し短い時間である会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の給与及び費用弁償について定めるものとする。

(給与)

第2条 前条の給与とは、報酬及び期末手当をいう。

2 給与は、会計年度任用職員からの申出があったときは、その者の預金口座への振込みの方法によって支払うことができる。

(基本報酬)

第3条 会計年度任用職員の基本報酬は、別表第1及び別表第2に定める報酬表(以下「報酬表」という。)によるものとし、各報酬表の適用範囲は、それぞれ当該報酬表に定めるところによる。

2 会計年度任用職員の号給は、その者の職務の内容及び責任、職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等に基づき、規則で定める基準に従い任命権者が決定する。

3 会計年度任用職員の基本報酬は、月額、日額又は時間額とし、その者の勤務態様に応じて任命権者が決定する。

4 月額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の月額は、基準月額に当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を29で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

5 日額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の日額は、基準月額を17で除して得た額に、当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間を7.25で除して得た数を乗じて得た額（10円未満の端数があるとき

は、その端数を切り捨てた額)とする。

6 時間額で基本報酬を定める会計年度任用職員の基本報酬の時間額は、基準月額を123.25で除して得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

7 前3項の「基準月額」とは、会計年度任用職員の1週間当たりの勤務時間が規則で定める会計年度任用職員の通常の1週間当たりの勤務時間と同一であるとした場合において、第3条第2項の規定を適用して得た額とする。

8 前各項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者の基本報酬は、当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が定める。

(1) 三田市休日応急診療センターに勤務する看護師 日額30,000円

(2) 三田市教育委員会に勤務し、外国語指導助手の業務に従事する者 月額420,000円

(3) 職務遂行上必要となる知識、技術及び職務経験等を考慮のうえ、任命権者が特に必要があると認める者(前2号に掲げる者を除く。) 月額314,900円

(特殊勤務に係る報酬)

第4条 三田市職員の特殊勤務手当条例(平成18年三田市条例第16号)第2条及び三田市水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和43年三田市条例第16号)第8条の規定に基づく特殊勤務手当の支給の範囲となる業務のうち規則で定める業務に従事することを命ぜられた会計年度任用職員には、同規定に準じて計算して得た額の報酬を支給する。

(時間外勤務に係る報酬)

第5条 当該会計年度任用職員について定められた勤務時間(以下「正規の勤務時間」という。)以外の時間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について、報酬を支給する。

2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に正規の勤務時間を超えてした次に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合(その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合)を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日(次条の規定により休日勤務に係る報酬が

支給されることとなる日を除く。)における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 正規の勤務時間以外の勤務時間の合計が1月について60時間を超えた会計年度任用職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に、100分の150(その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175)を乗じて得た額を時間外勤務に係る報酬として支給する。

(休日勤務に係る報酬)

第6条 休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、当該休日において正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、報酬を支給する。

- 2 前項に規定する報酬の額は、勤務1時間につき、第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125から100分の150までの範囲内で市長が定める割合を乗じて得た額とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、休日に勤務することを命ぜられた勤務時間に相当する時間について、休日以外の日勤務させないこととされた会計年度任用職員には、当該勤務させないこととされた時間に対して、第1項の報酬は支給しない。
- 4 第1項及び前項において「休日」とは、職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)第6条第2項に規定する日をいう。

(夜間勤務に係る報酬)

第7条 正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられた会計年度任用職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬額に100分の125を乗じて得た額を夜間勤務に係る報酬として支給する。

(報酬の端数処理)

第8条 第11条に規定する勤務1時間当たりの報酬及び第3条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する報酬の額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

(期末手当)

第9条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下「基準日」という。）にそれぞれその日に在職する、任期の定めが6月以上の会計年度任用職員（1週間当たりの勤務時間が著しく少ない者として規則で定めるものを除く。以下この条において同じ。）に対し、基準日から起算して1月を超えない範囲内において規則で定める日に支給する。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の130を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、別表第3に定める割合を乗じて得た額とする。

3 前項の期末手当基礎額は、基本報酬の額（日額又は時間額で基本報酬を定める会計年度任用職員にあっては、それぞれの基準日前6月以内の会計年度任用職員としての在職期間における基本報酬の1月当たりの平均額）とする。

4 任期の定めが6月に満たない会計年度任用職員の1会計年度内における会計年度任用職員としての任期の定め合計が6月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、第1項に規定する任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

5 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期の定め（6月未満のものに限る。）と前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6月以上に至ったときは、第1項の任期の定めが6月以上の会計年度任用職員とみなす。

6 前各項に規定するもののほか、必要な事項は、規則で定める。
（報酬の支給方法等）

第10条 報酬は、月の1日から末日までを計算期間とし、規則で定める期日に支給する。

2 日額又は時間額により報酬が定められた会計年度任用職員には、その者の勤務日数又は勤務時間に応じて報酬を支給する。

3 月額により報酬が定められた会計年度任用職員には、会計年度任用職員となった日から退職した日までの報酬を支給する。

4 前項の規定により報酬を支給する場合であって、月の1日から支給するとき以外のとき、又は月の末日まで支給する以外ときは、その報酬額は、その月の現日数から当該会計年度任用職員について定められた週休日の日数を差し引いた日

数を基礎として日割りによって計算する。

(勤務1時間当たりの報酬額の算出)

第11条 勤務1時間当たりの報酬額は、次の各号に掲げる報酬の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 月額による報酬 第3条第4項の規定により計算して得た額に12を乗じて得た額を当該会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規則で定める時間を減じたもので除して得た額

(2) 日額による報酬 第3条第5項の規定により計算して得た額を当該会計年度任用職員について定められた1日当たりの勤務時間で除して得た額

(3) 時間額による報酬 第3条第6項の規定により計算して得た額

(報酬の減額)

第12条 月額又は日額により報酬が定められている会計年度任用職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、有給の休暇による場合その他任命権者が認める場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第1号に定める勤務1時間当たりの報酬額を減額する。

(給与からの控除)

第13条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年三田町条例第35号。以下「給与条例」という。)第26条の規定は、会計年度任用職員について準用する。

(市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与)

第14条 第2条から前条の規定にかかわらず、職務の特殊性等を考慮し市長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤の職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、任命権者が別に定めるものとする。

(通勤に係る費用弁償)

第15条 会計年度任用職員が給与条例第12条第1項各号に定める通勤手当の支給要件に該当するときは、通勤に係る費用弁償を支給する。

2 通勤に係る費用弁償の支給については、別に規則で定めるものを除き、給与条例の例による。

(公務のための旅行に係る費用弁償)

第16条 会計年度任用職員が公務を行うための旅行に係る費用を負担するときは、その旅行に係る費用弁償を支給する。

2 前項の規定による費用弁償は、職員等の旅費に関する条例(昭和56年三田市

条例第14号)の例による。

(規則への委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(給与に関する特例)

2 施行日の前日において法第3条第3項第3号に規定する職員及び市長が別に定める職員であつて、施行日以降も引き続き同一と認められる職務に従事する会計年度任用職員のうち、その者の受ける当該年度の基本報酬及び期末手当の額の合計が施行日の前日を含む年度の報酬(割増報酬を含み、通勤及び時間外勤務に係る報酬を除く。)の額及びそれに準ずる額の合計に達しないこととなるものには、当分の間、その差額に相当する額を報酬として支給する。

別表第1(第3条関係)

号給	月額	号給	月額	号給	月額
1	115,000	41	165,400	81	213,800
2	115,900	42	166,900	82	214,800
3	116,900	43	168,400	83	216,000
4	117,800	44	169,900	84	217,100
5	118,700	45	171,200	85	218,000
6	119,600	46	172,700	86	218,900
7	120,600	47	174,200	87	219,900
8	121,500	48	175,600	88	221,000
9	122,400	49	176,800	89	221,800
10	123,300	50	178,300	90	222,700
11	124,200	51	179,700	91	223,800
12	125,100	52	181,200	92	224,900
13	126,000	53	182,600	93	225,600
14	127,200	54	184,000	94	226,400
15	128,200	55	185,300	95	227,200

16	129,300	56	186,600	96	228,100
17	130,400	57	187,700	97	229,000
18	131,600	58	189,100	98	229,800
19	132,800	59	190,500	99	230,600
20	134,200	60	191,800	100	231,400
21	135,200	61	192,700	101	231,800
22	136,500	62	193,900	102	232,500
23	137,700	63	195,100	103	233,100
24	138,900	64	196,100	104	233,800
25	140,100	65	197,200	105	234,700
26	142,300	66	198,200	106	235,300
27	144,400	67	199,000	107	236,000
28	146,600	68	200,000	108	236,600
29	148,800	69	201,100		
30	150,200	70	202,000		
31	151,500	71	203,000		
32	152,900	72	204,000		
33	154,200	73	204,800		
34	155,600	74	205,900		
35	157,000	75	207,100		
36	158,400	76	208,200		
37	159,800	77	209,400		
38	161,200	78	210,500		
39	162,700	79	211,700		
40	164,200	80	212,800		

備考 この表は、他の報酬表の適用を受けないすべての会計年度任用職員に適用する。

別表第2（第3条関係）

号給	月額	号給	月額	号給	月額
1	150,000	61	222,400	121	289,100

2	151,700	62	223,600	122	290,000
3	153,400	63	225,000	123	290,600
4	155,100	64	226,100	124	291,600
5	156,900	65	227,400	125	292,500
6	158,600	66	228,700	126	293,400
7	160,300	67	229,700	127	293,900
8	162,000	68	230,800	128	294,600
9	163,700	69	232,100	129	295,300
10	165,600	70	233,300	130	295,800
11	167,500	71	234,500	131	296,300
12	169,400	72	235,700	132	296,700
13	171,400	73	236,700	133	297,200
14	172,500	74	238,000	134	297,600
15	173,700	75	239,200	135	298,100
16	174,700	76	240,500	136	298,600
17	175,800	77	241,800	137	299,000
18	177,000	78	243,100	138	299,500
19	178,200	79	244,300	139	299,800
20	179,200	80	245,500	140	300,100
21	180,300	81	246,400	141	300,600
22	181,600	82	247,800	142	301,000
23	182,800	83	248,900	143	301,300
24	184,000	84	250,100	144	301,700
25	185,000	85	251,500	145	302,000
26	186,400	86	252,800	146	302,300
27	187,800	87	253,800	147	302,700
28	189,200	88	255,000	148	303,200
29	190,600	89	256,200	149	303,600
30	192,000	90	257,500	150	304,000
31	193,400	91	258,700	151	304,500

32	194,900	92	259,900	152	304,900
33	196,400	93	261,000	153	305,300
34	197,900	94	262,200	154	305,600
35	199,400	95	262,900	155	306,100
36	200,800	96	264,100	156	306,500
37	202,000	97	265,200	157	306,900
38	203,100	98	266,400	158	307,400
39	204,000	99	267,400	159	307,900
40	205,000	100	268,500	160	308,200
41	205,900	101	269,600	161	308,600
42	206,800	102	270,600	162	309,000
43	207,500	103	271,800	163	309,500
44	208,200	104	272,900	164	309,900
45	209,200	105	274,100	165	310,300
46	210,100	106	275,200	166	310,700
47	210,800	107	275,900	167	311,200
48	211,600	108	277,000	168	311,600
49	212,100	109	278,000	169	312,000
50	212,900	110	279,000	170	312,400
51	213,700	111	279,900	171	312,900
52	214,400	112	280,700	172	313,200
53	215,200	113	281,700	173	313,600
54	216,000	114	282,700	174	314,000
55	216,700	115	283,700	175	314,500
56	217,500	116	284,600	176	314,900
57	218,500	117	285,600		
58	219,400	118	286,500		
59	220,400	119	287,400		
60	221,400	120	288,200		

備考 この表は、市民病院を除く臨床勤務の看護師に適用する。

別表第3（第9条関係）

在職期間	割合
6月	100分の100
5月以上6月未満	100分の90
4月以上5月未満	100分の75
3月以上4月未満	100分の65
2月以上3月未満	100分の45
1月以上2月未満	100分の35
1月未満	100分の30